

第 1 2 編 下水道編

第12編 下 水 道 編.....	12-1
第1章 下水道	12-1
第1節 通則.....	12-1

第12編 下 水 道 編

第1章 下水道

第1節 通則

1. 通則

県で施工する下水道工事については、公益社団法人日本下水道協会発行の「下水道土木工事必携（案）」に準拠するものとする。ただし、当該必携（案）に定めのないものについては、本仕様書を使用するものとする。